令和4年12月定例会会議録

令和4年豊郷町議会12月定例会は、令和4年12月21日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

	1	番	日比野		雄	$\stackrel{-}{-}$
	2	番	辻	本		勇
	3	番	中	島	政	幸
	4	番	村	岸	善	_
	5	番	前	田	広	幸
	6	番	高	橋	直	子
	7	番	西	澤	博	_
	8	番	鈴	木	勉	市
	9	番	西	澤	清	正
1	0	番	今	村	恵美	子
1	1	番	河	合		勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長	伊	藤	定	勉
教	育				長	堤		清	司
総	7	務	誹	Į.	長	清	水	純-	一郎
企	画	振	興	課	長	山	田	篤	史
税	務		課		長	山	口	昌	和
保	健	福	祉	課	長	森		ちま	うき
医	療	保	険	課	長	西	Щ	喜仁	史为
住	民	生	活	課	長	辰	見	栄	子
会	計	徻	宇	理	者	馬	場	貞	子
人	権	政	策	課	長	西	Щ	逸	範
地域整備課長兼上下水道課長					果長	山	田	裕	樹
産	業	振	興	課	長	岡	村	浩	孝

教 育 次 長 小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 森 本 智 宏

 書
 記
 神 辺
 功

5、提案された議案は次のとおり

議第71号 豊郷町税条例等の一部を改正する条例案 《総務産業建設常任委員会委員長報告》

議第72号 豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例案

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第73号 令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)

議第74号 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

議第77号 令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号) 《総務産業建設常任委員会委員長報告》

≪予算決算常任委員会委員長報告≫

≪文教民生常任委員会委員長報告≫

請願第5号 健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重な対応を求める意見書を提出するよう求める請願
《総務産業建設常任委員会委員長報告》

請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第79号 令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)

発議第3号 豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会)(総務産業建設常任委員会) (文教民生常任委員会)(予算決算常任委員会) 河合議長 皆さん、おはようございます。

これより12月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、 本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前9時00分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定により、6番高橋直子議員、7番西澤博一議員を指名いたし ます。

日程第2、議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案から日程第3、 議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員 長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

河合議長 西澤清正委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案、議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について、去る12月14日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

第71号の審議では、特定配当等とはどのようなものか、対象者について「扶

養親族申告書」から「扶養親族等申告書」に変わったこの「等」とは何が変わったのか、住宅借入金特別控除についてなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに 決しました。

次に、議第72号の審議では、災害出動した場合、4時間以内は4,000円、4時間を超えて24時間以内は8,000円とあるが、時間を計ってチェックするのか、5時間、6時間になった場合は8,000円となるのか、団員で3万5,000円から3万6,500円になるが、毎回訓練等に出ている方がおられ、一方であまり訓練等に出ていない方がおられると聞いているが同じ扱いなのか、今回の一部改正は国から示されている条例改正か、町独自のものか、町内の団員と町外から来ている団員の割合について、町外の団員は町職員と捉えるが勤務時間内の出動では出動手当は出ないのか、また、班長が何名で、機関員が何名で、班長機関員がいるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに 決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第71号の討論を行います。討論ありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第71号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第72号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第72号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立 を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)から日程第6、議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島委員長。

中島予算決算

常任委員長 改めまして、おはようございます。

それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)について、去る12月8日、委員11 名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

主だった質疑事項を委員会での審議順に申し上げますと、税務課では、賦課 徴収費において印刷製本費、備品購入費の増額理由について、固定資産税、町 民税還付金の内容について、コロナ禍における法人税の傾向について、町内の どういった業種の営業利益が上がっているのか。

総務課では、今後における財政調整基金の管理運営をどのように考えているのか。町の整備計画を基に各整備を進めることになるが公共施設等総合管理基金はどれぐらいを毎年ストックしてやっていこうとしているのか、この基金での目標金額はどのくらいと考えているのかについて。財産管理費において需用費を増額しているが、庁舎の電気代は何割ぐらいが太陽光でまかなえているのか、節税になっているのか、その割合について。施設整備費の内容について、防災倉庫南側の土地についての平米数と単価、取得額については幾らか。保健衛生費の職員手当が増額されているが代休等は取れているのかなどを質疑され

ました。

企画振興課では、地域づくり推進事業の役務費の内容について。

住民生活課では、環境対策費における競売の目途について、塵埃処理費で役務費、委託費、負補交の増額に対する概要について、中山投棄場の負担金は光熱費等の影響か、粗大ごみの収集実態における啓発はどのようにしているのか、決められた字以外の粗大ごみの投棄は町としてどのように改善されるのか、地域以外の方が持ってこられた場合は断ってもよいのか、または一時預かりするのかについて。また、学校等で年に1回ぐらいは収集場所を設けてはどうかなど。

保健福祉課では、保険基盤安全対策費負担金の該当する子どもの数について、 豊郷町で生活保護費の対象人数についてなど。

産業振興課では、雑入において事業補助金が返還されるまで4年がたってか ら返還されたということだが財務規則違反になるのかどうかについて。

地域整備課では、工事の箇所図について提出したことについて報告があった後、審議を行い、地元分担金の減額についてはどこの字の分か。また、地元には概算が知らされているのか、確定額か。団体営農業水路等長寿命化事業補助金の減額はどのような経過か。龍ケ池の土木遺産としての価値について大学の先生の見解はどのようなものか、道路維持費では除雪補助金の実績には各字で開きがあるようだが適切であったか、町としてどのように捉えているのか。町が商工会の建設部会に町道の除雪を委託しているが、区に助成されている除雪補助は区が委託した業者に支払われた実績は町に報告されているのか。道路橋梁費では、豊郷川沿いに対向できるよう待避所等の計画はできないのかなど。

上下水道課では、北部浄水場の配水ポンプの異常により一時断水したが、既 に復旧している旨の報告がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上で予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい。

河合議長 今村委員長。

今村文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第74号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、去る12月12日、委員5名全員出席の下、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第74号の審議では、一般被保険者高額療養費の人数と最高額はどのような病名で額としてはどのくらいか、高額療養費の疾病傾向はどうか、人工透析をされている方はどのくらいおられるのか。特定健康診査等の受診状況について、国の給付事業に伴う妊婦さんへの対応が複数の課にならないような対応をなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

河合議長 西澤清正委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第77 号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)について、去る12月14 日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に 審議を行いました。

議第77号の審議では、長期前受金戻入について、まず、長期前受金が変わっているのか、令和3年度決算は間違っていないということでよいのか、修正変更の理由はどのようなものか、コンサルの指摘ということだが国庫補助金のところが大きいことから財源内訳の変更か、財源が変わらないのであれば財源内訳の変更としか考えられないがどうか。企業会計執行について会計士顧問料は回数か年間か、造成地の水道の本管整備費用は業者持ちなのか、本管が造成地から離れているという場合はどうか、配水管設備改良費の内容について、昨年度の大雪による水道の不良などはなかったのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第73号の討論を行います。討論ありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を採決いた します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第73号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は起立を 願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第74号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第74号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第74号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第77号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

次に、議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第77号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

日程第7、請願第5号健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重 な対応を求める意見書を提出するよう求める請願を議題といたします。これに ついて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

河合議長 西澤清正委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第5 号健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重な対応を求める意見書 を提出するよう求める請願について、去る12月14日、委員6名全員出席の 下、審議を行いました。

審議では、今回の請願の趣旨について開業医の8割が保険証廃止と載っているが、紹介議員も町内の開業医を回って廃止という説明を受けているのかについて質疑がされました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。 以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第5号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長、賛成討論。

河合議長 反対討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、請願第5号健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重 な対応を求める意見書を提出するよう求める請願につきまして、賛成討論を行 います。

> この請願者は、福祉施設で働いておられることもあり、請願に至った理由を 私にこのように話してくださいました。1つは、特に通院の多い高齢者は、カ

ードの出し入れが頻繁なので、紛失の可能性が高くなる。

また、2番目として、保険証廃止とマイナ保険証への一体化は、マイナンバーカードが任意とする番号法や保険証の交付義務を定めた健康保険法に違反しています。

3、高齢者は暗証番号を生年月日等、類推しやすい番号を選んでしまうことが多いので、盗難や紛失したカードは犯罪に利用される可能性がある。カード1つで個人情報、銀行口座まで分かってしまうからです。

4、暗証番号を忘れることがあります。何度も間違うと、カードが使えなくなります。顔認証では、この方も経験されたそうです。髪の毛を切っただけで認証されずに、そういうことになりますと、繰り返し手続をしなければならないなどの混乱が生まれます。受付で混乱する高齢者が出てしまうのではないかと危惧されていました。

全国保険医団体連合会加入の医師の中で、8割が反対していること。これは、 機械を使用するため、故障など、停電など、そんなときが使用できなくなりま す。オンラインシステムの導入はコストがかかり、対応できない開業医が生ま れてしまいます。

6つ目として、マイナカード難民が出ます。認知症の方、障害をお持ちの方、 あんま鍼灸師といった方々です。

7番目として、G 7の中で、全国民に強制され、かつ、生涯不変の番号で、かつ、多くの分野で活用する国は1つもない状態です。

8番目としまして、既に11月1日から。

河合議長 高橋さん、高橋さん、質疑じゃないですよ、討論でしょ。

高橋議員 討論です。こういう理由で。

河合議長 だから、それを言いなさいよ、討論やから。

高橋議員 個人情報の流出漏えいにつながる危惧、これは私も賛同するものです。

私の調査では、11月末時点で、本町のマイナンバーカードの登録者は3,368人で、46.4%という状況です。100%になる可能性は限りなく低いと言わざるを得ません。

国会の審議の中でも、日本共産党の宮本岳志衆議院議員が、マイナンバーカードを……。

河合議長 やめなさい。やめなさい。発言を止めなさい。止めなさい。何ですか、党って。それはちょっと討論と違いますよ。

高橋議員 国会の。

河合議長 やめなさい。変えてください。党は何ですか。あなた個々の討論ですか、党

 \mathcal{O}_{\circ}

高橋議員 いいえ、資料、最近の状況がこうですという……。

河合議長 ちょっと待ってください。やめなさい。退場させますよ。

会議規則、当てはめますよ。何ですか、党って。あなたはすぐそういうこと を言う。現実、あれがあったんちゃうん。党は違いますよ、党は。関係ないで すよ。それはあなた方の党でしょ。降りなさい。

高橋議員 今。

河合議長 降りなさい。

高橋議員 様々。

河合議長 降りなさい。

高橋議員 このような危惧がある中で。

河合議長 録音止めてください。録音停止。録音停止。

(議事中断)

河合議長 退場です、退場。出なさい。何ぼでも、私に対して抗議があったら来なさい。 気をつけて帰ってください。

他に討論はありませんか。

今村議員 議長、ちょっと議事進行で発言を求めます。

河合議長 何ですか。

今村議員 今の退場の議長の判断は、この議案に関して退場ということですか。

河合議長 そうです。発言です。発言の制止を、私の発言を何度言っても、まだああして。

今村議員 この請願の議案に対しての。

河合議長 何やて。

今村議員 退場というのは、普通、一般……。

河合議長 さっきに言いましたよ、何回も。

河合議長 ちょっと待ってください。高橋議員の。高橋議員の。

今村議員 それの説明……。

河合議長 聞きなさい。高橋議員の発言に対して退場させました。議案じゃありません。 発言です。私の再三の注意にもかかわらず、まだ自席からああいうことを言う んやから、再開できませんよと言うたら、発言を私は撤回しますかという意味 じゃないですよ。私に対して、高橋議員の発言に対して、私は退場命令を出し たんや。7回、8回言いましたよ。やめなさい、やめなさいと。 今村議員 はい。

河合議長 もうよろしい。次に行きます。次行きます。他に討論はありませんか。討論 はないですか。

今村議員 この次の議案は。

河合議長 何やて。

今村議員 普通、一般的には、議長が退場を命令される場合は、この請願第5号についての議員発言に対して退場を命じられたわけですから、この議題が終われば議場に……。

河合議長 今日の議場退場ですわ。

今村議員 1日退場ということを議長は命じられたんですか。

河合議長 今日の議会の退場。

今村議員 それはすごくおかしいんじゃないですか。

河合議長 はい、どうぞ。お座りください。お座りください。 他に討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第5号健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重な対応を求める意見書を提出するよう求める請願を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第5号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択となりました。

日程第8、請願第6号「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意 見書の提出を求める請願書を議題といたします。これについて、付託委員会委 員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長はい、議長。

河合議長 西澤委員長。

西澤清正総務産業

建業性負長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第6 号「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書について、去る12月14日、委員6名全員出席の下、審議を行いました。 審議では、町内のシルバー人材センターで働く人にも消費税の納税義務が働くということはどういうことか、作業に関わったら今までの手数料以外に消費税がかかるということなのか、シルバー人材センターという事業所には消費税がかかるが、働く人には課税されないのではないかなどが質疑されました。また、人件費に消費税がかかるような説明であるが、人件費にはかからないとの説明が委員からあった後、質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第6号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、賛成討論。

河合議長 反対討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 今村議員。

今村議員 請願、消費税インボイス制度実施の中止を求めるとの意見書の提出を求める 請願書。彦根民主商工会豊郷支部代表者支部長、吉川力造氏より提出されまし たこの請願に対して、賛成討論を行います。

日本の消費税制度は、インボイス、適格請求書制度を導入しないことを前提で始まりました。ところが、岸田政権は、来年10月にインボイス実施を狙っています。複雑な事務作業、税率を変えずに増税へと全事業者を引っ張り込んでいくものです。特に年収1,000万円以下の免税事業者は、課税事業者になれば消費税を納付しなくてはならず、免税事業者のままだと取引中止や消費税分の値下げを要求されるおそれが高くなります。

免税業者数というのは、全国で1,000万人とも言われ、宅配を請け合うドライバー、フリーランスのアニメーションアニメーターやプロ野球選手やJリーガー、土建業の1人親方、個人タクシー、駐車場経営者など、また町内における中小業者の皆さん、またシルバー人材センターなどで会員登録をしている皆さん、こういった方々もその対象となります。これが実現をされると、こういった方々の廃業が多数出てきてしまうという、今そういった危惧が全国に広がっています。

免税事業者は、消費税を含む代金を受け取る一方で、消費税納付を免除される益税から、その不公平を是正するのは当然だという、こういった主張もありますが、明らかな誤りです。消費税は、法律上、消費への課税ではなく、事業者が行う商品の販売や役務の提供に課税をすると定められています。消費税を支払っているのは消費者ではなく事業者なのです。1988年に消費税導入が議論されたときの国会で、当時の竹下登首相は、格差が拡大するなど6つの懸念があると答弁し、だからこそ、中小事業者の税負担を軽減する制度ができました。消費税導入時は6,000万円が免税点になりましたが、その後、下げられていき、3,000万、1,000万と今下げられています。今回、さらにインボイスを導入することで、政府が残すという免税点制度も取り除こうとしています。

岸田内閣は今軍事費増額で、どうしても財源が必要ということで、このインボイス制度を来年10月から施行に向けて、そういった中で、この制度をつくって次に来るのが消費税のさらなる増税です。この状況の中で今、円安不況の下、非常に地域の経済は疲弊しています。この消費税で潤っているのは、円安の中、輸出大企業が潤って還付金という形で返ってくる。その1番がトヨタ自動車で、消費税を払っても、その輸出に係る還付税ということで、消費税以上の収入を得ているというのも政府の統計資料で明らかになっています。

こういった国民の今大変な生活状況、また、中小業者の皆さんの本当に営業と暮らしが脅かされる、このことを今回の請願では中止を求めると、国に意見書を上げてくださいと。県下でも東近江市の市議会では、この同等の意見書が上がっております。また、全国では、インボイスからシルバー人材センターの会員さんの配分金に消費税をかけないでくれと、こういったことの提言を求める、こういう意見書も上がっています。

皆さん、今回このインボイスは、今の経済状況では非常に国民の暮らしを脅かす重要な問題です。中止をして、再度見直し、延期も含めて考えるべきだと思っています。そういった意味で、この請願に対しては賛成といたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 他に討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第6号「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出 を求める請願書を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は不採択で あります。 請願第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、請願第6号は不採択となりました。

日程第9、議第79号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 去る12月5日に提案させていただきました全議案をご承認いただきまして 誠にありがとうございます。執行に当たりましては、職員一丸となって執行さ せていただきますので、議員の皆さん方、格段のご協力のほど、どうぞよろし くお願い申し上げます。

それでは、追加で提案させていただきました議第79号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,754万2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億6,724万9,000円とするものでございます。

地方交付税3,713万7,000円、国庫支出金3,184万7,000円、県支出金3,782万5,000円、繰入金7,743万3,000円、町債6,330万円を追加し、歳出では、農林水産業費3,782万5,000円、教育費2億971万7,000円を増額するものでございます。

繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正のとおりで、地方債の補正は、 第3表地方債の補正のとおりでございます。

内容といたしましては、国の補正予算の成立に伴う補正で、地方交付税の追加交付がありますので、3,713万7,000円の増額をしております。

また、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の追加要望の調査がございましたので、各認定農家からの要望のあった分を採択された際に迅速に事業を執行できるように、3,782万5,000円の増額をしております。

最後に、中学校の空調設備改修と体育館のLED化について、国庫補助金の 採択が見込まれますので、その工事費と管理料を計上させていただき、補助金 以外の財源として、基金繰入れと町債を計上させていただきました。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第79号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)について質疑を行います。

まず、歳入の方では、歳入、これは4ページの地方債補正というので、第3 表が追加で今回上げられております。この防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債。これは豊日中学校体育館防災機能強化工事照明ということで1,690万円、この起債の金額が上がっております。また、その下に、学校教育施設等整備事業債、豊日中学校空調設備改修工事、限度額が4,640万。こういったことで上がっておりますが、この起債、今回どういう今年度の起債として上げてこられたのか、その経過を説明していただきたいと思います。

それに関連しまして、7ページ、8ページ、ここで歳入の方ですが、歳入の7ページは款 1 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 教育費国庫補助金ということで、3,1 8 4 万 7,0 0 0 円、これが増額補正ですね。学校施設環境改善交付金ということで、この交付金が予算化されておりますが、これも先ほどの起債と併せて、この交付金が今年度出てきた経緯を説明してください。

この中に起債も2通りありましたし、その次の8ページは、この歳入で、目4の公共施設等総合管理基金繰入金ということで、公共施設等総合管理基金繰入金1億円、町の基金繰入れをしますが、この基金繰入れは、あと、どういう、今年度末でどのくらいこの基金に戻ってくる見込みがあるのか。それとも、もう今年度にはそういう見込みはないのか。貴重な町の基金財源ですので、そういう見通しを説明していただきたいと思います。

また、その下の款 2 1 町債、項 1 町債、目 6 の教育債。先ほど申し上げましたが、豊日中学校の体育館防災機能強化工事、また、学校教育施設等整備事業費、事業債、それぞれ中学校の空調設備改修工事等で起債も上げられますが、やはり今、町財政におきましても基金はなるべく減らさず、また、町債もなるべく起こさない。これからの、今年も出生率が非常に低かったわけですから、人口減少の中で、今後 1 0 年、2 0 年後の豊郷町のいろんな行政サービスを維持していくためには、財政的にも非常に歳入歳出の見直しが必要だと思うんですが、こういうふうに今回も起債合計、教育債、このように上げていかれますが、その財政下の今後の見通しとして、これはどういうふうに償還していくのか。その点についても答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、4ページの地方債のところでございます。この地方債におきましては、 先ほど町長が提案理由の説明でさせていただきましたけれども、7ページの国庫支出金の国庫補助金、教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金という ものが国の補正予算で採択される見込みが出てきたということで、今回、今年度中に契約をし、起債をして繰り越さないとこの補助金が当たりませんので、 それをするために今回追加で上げさせていただいたものでございます。それに 伴います、先ほど、今ほど申し上げましたように、今年度中に起債をする関係で、今回この地方債の補正をさせていただいております。

また、基金ですけれども、8ページの公共施設等総合管理基金繰入金の部分でご質疑でしたけれども、今年度末に増えるのかとかいうご質問でしたけれども、今年度につきましては、また3月末の状況を見つつ、積み増しができればやりたいとは思っておりますが、まだ状況をまだ把握し切れませんので、そのときに判断をしていきたいと思っております。

それから、その下の起債についてのご質疑でしたけれども、起債につきましても、当然後年度負担がより軽くなるようにというふうに思っておりますので、 そのように運営していきたいと思っております。

以上です。

今村議員 はい、質疑。

河合議長 今村議員。再質疑。

今村議員 はい、再質疑。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、総務課長の財政の方の答弁をいただきましたが、皆さん、今、日銀の黒田総裁が長期貸付けの利率の引き上げ、利上げということも踏み出してきましたよね。で、私、今、後年度負担が軽くなるように考えてまいりたいというお話ですが、起債というのは当然利子も返還しなくてはいけませんよね。この利率でいくと5%以内。町財政の都合で繰上げ償還も、低利の借換えもできると書いてありますけれども、今の社会情勢の中で、日本のやっぱし公共事業においての起債というものが、本当に今後の若者たちの起債償還の年限から考えて負担にならないのかということは、とても断言できるような状況ではないと思うんですが、そういった中で、町の起債をやっぱし、これは、補助金と交付金とこの起債というのは結構国の言い方は表裏一体で、セットで持ってきますから、国はそれで、今国債がもう、国の借金は1,0000兆を超えていますから、そういった中で、地方に関しても、低金利だったらいいんですが、結構国は高いですよね、そういう面ではね。

だから、そういう面のやっぱし長期的な展望で財政運営はしてほしいなと思っているんですが、この利率が、低利に借り換えていけるということは、縁故債を考えていると思うんですが、繰上償還とかそういうのは、今までの町の実績から考えて、この教育債の起債、これは今まででしたらどういう、何年度ぐらいで繰上償還して、できそうなのか。やってきた経緯もいろいろありますから、そういう面も、具体的な見通しをもうちょっとしっかり報告してもらえると、町民の立場としては、町が後年度負担で首が回らない、財政の状況で住民サービスが低下する、こんなことにならないために、ぜひそういった面の説明をもう一度お願いいたします。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今ほどおっしゃっていただいた日銀の利上げの関係ですけれども、黒田総裁、 私がニュースを見ていたところ、方針に変更はないと言うてはりましたので、 マーケットの方は過敏に反応されておられますけれども、当面はこのままでは ないかと。また、そういう懸念がある場合、今の低金利の間に借りておく方が、 逆に言うと得なのではないかということで、来年度以降にするよりも、今して おく方が利息も安く借りられるのではないかというふうに思っております。

また、起債することそのものについてのご懸念ですけれども、今年度、一般 財源で全て補助金の裏打ちをすることも可能とは考えますけれども、やはり空 調設備とかLEDにつきましては、今年度だけで使うものではなく、長い期間 にわたって使用しますので、その世代たちにもやはり一定の負担というのか、 していただくことも考えまして、起債を使わせていただきたいと思っておりま す。

また、交付税の方で利息につきましては補給されますので、それについても やはり町に少しでもプラスになるようにというふうに考えて起債を行うもので ございます。

また、最後に、繰上償還の見込みのことを言うていただきましたけれども、 繰上償還につきましては、何年度に繰上償還をする見込みやというのは当然立 たないものでございます。そのときの状況に合わせて、できればやっていくと いうことで考えておりますので、明確なお答えはできませんので、よろしくお 願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、議第79号の一般会計補正予算(第8号)についての質疑をさせていただきます。

ページは7ページですね。県補助金の農林水産事業費県補助金の担い手の補助金ですけども、これ3,782万5,000円という金額になっておりますが、これは町の方に申し込まれた人数。件数が何件であって、町の方でそれを精査されたのか。申込みがあった方は全て出しておられるのか。何件あったのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長 はい、議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の質疑にお答えをいたします。

要望されたのは3件の事業の担い手さんで、県の方に要望として上げさせていただくのもその分、全部でございます。

以上です。

河合議長 村岸議員、再質疑はありますか。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 3件要望があって提出したということは、町の方で、それは通ると見てしたのか、ポイント制がすごく高くなっていると思うんです。それが、ほんで、町として、この方やったら絶対通るというふうに精査されたのか、出たさかいにそしたら出しとこかという考えでしたのか。町としての、本当にどこまでがいけるかということを精査して出したのか、確信を持てるんですか。その点をお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質疑にお答えいたします。

村岸議員がおっしゃるとおり、これはポイント制になりますので、実際県の 方に出してみないと採択されるかどうかというのは不明なところもございます。 町の方で出されたものにつきまして審査等をさせていただいたら、3件ともポ イントにつきましてはある程度のポイントでございましたので、3件とも提出 をさせていただきました。 以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

村岸議員 結構です。

河合議長 他に質疑はありますか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第79号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第79号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第79号は、原案どおり可決されました。 暫時休憩をいたします。再開は10時10分より。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時21分 再開)

河合議長 再開いたします。

遅れましてすいませんでした。

始まる前に、今、高橋議員に、次の案件がありますのでね、私の職権で、私はここに入るように今促しました。入りますように、議場にね。本人に確認しました。「私の発言に理解はできましたか」と言うたら、もう自分の言いたい放題だけバーッと言うて、「理解しかねます」と言いよった。だから、「理解しかねます」ということは、私の発言に対して、私が間違うてることを言うたと、あの人は、そう思っておられますので、せっかくここに私は、今度の案件があの人の委員長の案件やから、万が一質疑があるとあかんと思って、今ちょっと3人で協議しました。

本人を、今、議長室に来ていただきました。先ほどの退場の件に関して、「私の発言に対して理解してもらえますか」と言うたら、「私は理解しかねます」と、そのような発言をされましたので、私はせっかくこの議場に入ってもらおうと今思っていました。これから記事等々を書くんなら、正確な記事を書いてください。私は促したんだから、本人に。本人が拒否しました。それだけ言っておきます。

再開いたします。

今村議員 議事進行の発言。

河合議長 日程第10。

今村議員 議事進行の発言を求めます。

河合議長 日程第10、発議第3号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議 題といたします。

今村議員 議事進行に関する発言。

河合議長 提出議員である今村恵美子議員の説明を求めます。

今村議員 はい。

河合議長 今村恵美子議員。

今村議員 この発議第3号に入る前に、今議事進行の発言を求めましたが、議長に停止されましたことは非常に遺憾だと思っております。そのことを含めて発議に入ります。

発議第3号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提案説明を行います。

この条例案についてですが、豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてですが、議員は住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として、また、町民の多様な意思を代弁し、町行政の住民サービス向上へ取り組むことが一番の任務だと思います。

そして、議会においては、それぞれの常任委員会が設置され、議会広報常任委員会は議会広報に関する事項という任務で、定数が現在6名です。常任委員会の任期は2年間ですが、今回、前回の任期満了での後任の委員選任は4人しか実現がせず、当初から2名の欠員のままでスタートをしたのが当委員会の実情です。

豊郷町議会の議会広報は、広報の企画、校正、編集のほとんどを広報委員が担い発行しています。全国では業者に議会広報作成において委託をするとこもありますが、豊郷町議会では、広報委員会の中で、こういったことを委員の皆さんで進めて広報を発行してまいりました。

ところが、今回なぜこの発議で委員会条例の定数削減の条例改正案を出した かということをまず申し上げたいと思います。去る9月定例議会のときの後の 議会広報が発行できなかった、このことが一番の原因でございます。

会議規則には定足数の原則というのがあります。地方自治法113条には、 会議を開くためには定数の半数以上の出席がなければならないと明記され、議 会広報を作成するために委員会招集をしても、定足数に達せず、開会できなか ったために、当広報委員会の所管である議会広報の発行ができない不正常な状況が今、今日まで続いています。

そういった中で、町民の皆さんから、議会広報を読みたいがなぜ出さないのかという声を私も複数いただきました。この定足数が足らないということで、その現状として、任期2年で前回の改選のときに広報委員の定数6人の後任ができなくて、4名の委員で出発しましたが、その後、委員会の中で委員辞職の提出や、また、後任委員が決まらず、今日、今在籍している2名は招集で参加できますが、他の委員の参加はないということで、事実上の開催不能の状況に陥っています。

私は文教民生常任委員長であり広報委員も兼ねていますが、予算決算常任委員会や総務建設常任委員会からこの在任期間の補欠委員もぜひ選んでいただくためには、今回の条例の定数削減、6名から5名にして、町民の負託に応えて、議会広報を広報発行に。任期はあと1年足らずでございますが、やることが今、豊郷町議会に求められている重大な職務ではないかと思っています。

今、豊郷町議会の議員数は定数12名ですが、1人辞職されましたので、現 実、在籍11名で、各委員会の重複議員も多く、その中でも広報委員会の年間 開催日数は常任委員会の中でも一番多い開催日数を要しています。こういった ことで、なかなか広報委員に対して、重複された議員さんの方も多く、成り手 がなかなかいないというのも現実です。

そういったこともありますが、やはり町民の負託を受けて、議会の様子、また、議会の活動。こういったことを議会広報として長年町民の皆さんにはこの議会からお知らせをしてまいりました。そのことを鑑みた場合、豊郷町議会委員会条例の第3条に、「常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する」、また、2項で、「補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする」ということもありますので、今議会、今日は一応最終日でございますが、各委員会の方からも広報委員の選出をしていただく。これでまた新たな広報委員会をつくって、後任者を入れてつくって、そこでまた委員長、副委員長の互選等をやり、町民の皆さんに不信を招くことのない議会活動をしていかなくてはならないという趣旨で、今回この委員会の条例の定数6人を常任委員会の定数5人とする改正案を提案いたしましたので、ぜひ議員諸氏の賛同をよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 はい、鈴木委員。

鈴木議員 それでは、質疑をさせていただきます。

今、るる提案説明がありました。定足数に足りず、広報委員会が開けずに、 今、議会だよりが発行できないという不正常な状況にあると。で、今、広報委 員会の所属議員が2名ということで、発議に至った理由として説明がありまし たが、まず最初にお聞きしたいのは、今まで広報常任委員会でどのような議論 が行われて、どうして2名という状況になったのか、まず説明をお願いしたい と思います。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 ただいま鈴木議員の質疑で、この間どのような議論が行われたのかというお話で、そのことについてでございますが、9月定例議会中に、議会広報委員会の初回は、どういう広報を作ろうかということで話があるんですけれども、そのときに、既に出席者の人数が足りなくて、招集したけど足りないということで、最初、一度は開けましたが、その次の広報常任委員会は、結局また欠席が増えて開けなかったというのが実情でございます。

ですが、これは、議員というものは、それぞれ自分の思想信条も持っています。議会活動のことに関してもいろいろな意見や、そういう行動があるというのは、それは議員であるからこそ、そういうことにはなりますが、それは別として、広報委員会というのは党派や主義主張に関係なく、議会の行われたことを町民の有権者にお知らせするという委員会でございますので、そういったことで委員会が招集しても、開催の定足数に足りなかったら開けない。これが、この間9月、10月、12月の今議会においては、議員の辞職願が議題として出され、議会で承認されました。

本来、常任委員会というのは、皆さんもご承知のように、その委員会を辞めるのではなく交代をする、他の委員会の委員と相互交代は今までもやっていましたが、広報常任委員会はかつては任意の委員会だったんですね。でも、それではやっぱり内容的には常任委員会という委員会にすることが必要だということで、広報委員会も常任委員会として明記されるようになったんです。

ですから、そういった面では、今回そういって定足数が足らない状況にあるということは、残任期間の後任議員をこの議会の中で選ぶということが最優先の問題だと思うんですが、議員も昨今は職務もいろいろ多くなりまして、広報委員の選任になかなか各常任委員会からの選出も難しい状況もありますが、そこをやはり議会の使命として、皆さんにそのことをお願いして、後任委員を選出するために、今回、委員会を開けませんので、こういう定数を1名減らして、

その実現のために、議員の皆さん諸氏の賛同を得て、この議会で後任委員を皆 さん決めていただきたいなというのが本旨でございます。本当に開けないとい うので、何も進まないという状況なので、そういったことでございます。

河合議長 鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 はい、鈴木議員。

鈴木議員 今、先ほど今村さんも述べられましたけども、言うまでもなく、この議会だよりというのは、議会でそれぞれの議員がどのような討論を行って、そして、どのような立場を取って、何が決められたのかというのを町民の皆さんにお知らせする、議会と町民を結ぶかけ橋であるというふうに私は思っています。

ただ、先ほどから言われていますように、ところが既に9月議会の分が発行 されていないというのは非常に異常な事態だと思いますし、このような状態は 何としても避けるべきだと思っています。

そこでお聞きをしたいのですが、今日、今回提案されています定数6を5に減らして、そして、この広報常任委員会の機能を回復し、発行していくという 展望をどのようにお考えになっておられるのか、説明をお願いしたいと思います。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 定数削減。今回は町の委員会条例には6名となっているんですが、先ほど申し上げましたが、今欠員1人で、在籍議員数は11名ですけど、広報常任委員会6名、そして総務建設6名、予算決算が12名、定数。そのほかに議会運営委員会等もありますので、議員のやっぱし、一定やっぱし職務軽減も図るためには、この広報常任委員会は各常任委員会から5名を選出するという形にして、そして、そういう中で、従来に、前回の改選時も2人欠員のまま、4名でやりましたが、みんな一生懸命、いろいろな分担をして、任務分担して頑張ってきました。

だから、そういうやっぱり議会の本来の議員の任務としてやればみんな能力を持っていますので、そのことを私は十分にできるということを判断しています。ですから、このことは議長を先頭に、皆さんと共に、やっぱり議会広報、議会だよりは町民の皆さんに発行していこうという姿勢をここでぜひ含めて。

河合議長 名前を出さないでください、名前を。

今村議員 この内容で。

河合議長 固有名詞を入れないでください。賛成していませんよ、あなたに。

今村議員 議会を。

河合議長 固有名詞は言わないでください。撤回しますか。

今村議員 議長を含めてを。議長は賛成してないと言ったので、議長は除きます。

除きますが、でも、そういうことをやっぱり議会としてちゃんとそういうことを対応ができない集団では、世間の一般常識からもかけ離れていくんじゃないかと私は危惧します。そういったことを念頭に置いて、今回提案をさせていただきましたので、そのことにご理解をお願いしたいと思います。

河合議長 鈴木議員、再々質疑はありますか。

鈴木議員 はい。

鈴木議員

河合議長 鈴木議員。

そもそもの話ですが、この豊郷町議会の委員会条例というのは、常任委員会 の委員が欠けるというようなことが想定をされていません。この委員会条例に あるのは、例えば各議員が所属の委員会を変更する場合はこういう手続で変更 ができるという規定はあります。しかし、辞任に関する取扱いに関する規定は 設けられておりません。それは、第3条、常任委員会の任期で、「常任委員の任 期は、2年とする」と。ただし、後任者が選任されるまでは在任をすると、と どまるというふうに規定をされています。4年前、委員会、常任委員会がスタ ートするときに、当初は各常任委員会から2名それぞれ広報に選出されていま したが、4年前にそこが変わりました、一部。今期は、今期。今期は4名でス タートしているんです、先ほどの話。であれば、この条例で、そのままいけば 今も4名は在任している。後任が選ばれるまでは在任すると規定されているわ けですから。今も4名はこの常任委員会を構成しているというふうに思います。 ただ、今4名ですから、人間のことですから、いろんなことがあって1名欠け たりしますと、3名で、6人では定足数に足りませんから、その意味において は今の現行のままの4で、5人であれば3で、会議開催時の定足数に足ります から、会議が開けるということになりますが。この委員会条例第3条に従っ て。4名で再スタートをしてはどうかと思いますが。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 この豊郷町議会委員会条例第3条、常任委員の任期、「常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する」、2項で、「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」というのが当豊郷町の委員会条例の条項になっています。これはどこを上部法としてあるのかと申しますと、地方自治法に同じ委員会に委員を選任することができるというのがあるんですが、そこに

は残念なことに、明文としては、辞職、また、辞職をすることができるとは書いていないんですけれども、うちの議会の場合は、この問題で2回、議会の本会議場で辞職議案が可決されました。

このことは、議会での一事不再議という問題がありますので、それが現実に無効、有効かと。法に照らして効力のない議決もあるんです、確かにね。でも、それは、判断はそこまで分かりませんので、せめてやはり、先ほど申し上げたように、後任の残任期間の委員を当議会において選出していただいて、辞職された方も後任を選んでいただくということも含めて、できたら5人いたら任務分担して、皆さんといろんな議会の広報の工夫もできると思うので、そういう負担軽減も含めて提案をさせてもらっているところです。よろしくお願いいたします。

河合議長 他に質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第3号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について。総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について。予算決算常任委員会は予算決算ならびに委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任 委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建 設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継 続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。 それでは、本日の会議を閉じます。これにて令和4年12月第4回定例会を 閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時50分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年12月21日

豊郷町議会議長

議員

議員